

岩手県告示第 263 号

道路占用料徴収条例施行規則の規定による物件の指定（平成 9 年岩手県告示第 342 号）の一部を次のように改正し、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

平成 20 年 3 月 28 日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
1～4 [略]	1～4 [略] <u>5 タクシー事業者の団体が設けるタクシー乗場に付随するベンチ及び上屋 条例で定める額の50パーセントに相当する額</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	